

維持管理に関する計画（三島工場 11.15.20.23 号ボイラー：共通項目）

1. 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

- 1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のためにすることとした数値
 - (1) 排ガスの性状：変更後は、変更前よりも排ガスの負荷量を低減する。
 - (2) 放流水の水質：申請設備からは排水は発生しない。（循環使用する）
- 2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - (1) 排ガスの性状：SO_x, NO_x は 24 時間連続測定
 - (2) 放流水の水質：申請設備からは排水は発生しない。（循環使用する）
- 3) その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
 - (1) 設備の定期自主検査を 1 回/6 ヶ月実施

2. 規則第 12 条の 6

- 1) (項目) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は、計量を行うこと。
(現状) 当該産業廃棄物は、計量器にて計量を行い、受け入れる際に性状を確認する。また、定期的（1回／4日）に水分・灰分・発熱量等の分析を行う。
- 2) (項目) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにすること。
(現状) (1) ペーパースラッジ及び木くず（チップダスト）の投入
⇒ 各バンカー(11B・15B・20B)、投入ホッパー（23B・D ヤード）

バンカーレベルを一定制御した上で、受入量＝使用量（コンペアに設置しているメリックスケール）で日々管理しています。

(※汚泥受入量＝脱水受入量+放出汚泥投入量-放出量とし、月末締め時に、当月使用量及び月末スラッジ在庫数量から当月使用量を再計算し、処理能力を超えていないことを再確認しています。)

<11号ボイラー>

汚泥受入量を基に、11B・20B 共通受入コンペアのメリックスケール値(ペーパースラッジ受入量=汚泥+製紙粕+チップダスト) から、20B 専用受入コンペアに設置しているメリックスケール値を差し引いた数値で管理しています。

<15号ボイラー>

汚泥受入量を基に、15B 専用受入コンペアに設置しているメリックスケール値(ペーパースラッジ受入量=汚泥+製紙粕+チップダスト)で管理しています。

<20号ボイラー>

汚泥受入量を基に、20B 専用受入コンペアに設置しているメリックスケール値(ペーパースラッジ受入量=汚泥+製紙粕+チップダスト)で管理しています。

<23号ボイラー>

廃棄物ホッパーに投入時(通常時)は、コンペアに設置しているメリックスケールでペーパースラッジを計量します。廃棄物ホッパーが使用できないときは、Dヤードから投入(土場配合)し、ペーパースラッジの運搬量を使用量として、管理します。月末締め時に、当月運搬量と月末ペーパースラッジ在庫数量から当月使用量を再計算します。

スラッジボイラーへの燃料供給量を安定させ、安定燃焼できるよう、平成20年4月にスラッジコンペアの改造工事を実施しました。改造工事では、スラッジコンペアに可変式ダンパーを設置し、各ボイラーへの燃料(ペーパースラッジ)供給量を微調整できるようにしました。

(2) 木くず(バーク及び建築廃材)、廃プラスチック及び廃棄古紙

⇒ 各投入ホッパー(11B・15B・20B・Dヤード)

<11・15・20号ボイラー>

各ホッパー前にて土場配合し、投入します。

11・15号ボイラー：ストーカーへの天井クーン投入回数×1回投入重量で管理しています。

20号ボイラー：20B投入ホッパーに投入するショベル投入回数×1回投入重量で管理しています。

各々、月末締め時に、当月木くず(バーク)、廃プラスチック及び廃棄古紙搬入量を当月使用量として再計算します。

<23号ボイラー>

木くず：木くずビン出口に設置しているメリックスケール値で管理しています。

(3) 廃プラスチック及び廃棄古紙 → 脱水投入ホッパー

<11・15・20号ボイラー>

ペーパースラッシュ供給ラインに投入ホッパー（脱水投入ホッパー）が2つ有り、廃プラスチック及び廃棄古紙を投入する予定です。各々、ショベル投入回数×1回投入重量で管理し、月末締め時に、当月廃プラスチック及び廃棄古紙搬入量を当月使用量として再計算します。

<23号ボイラー>

廃プラスチック及び廃棄古紙：Dヤードより土場配合し、投入します。

廃プラスチック及び廃棄古紙の運搬量を使用量として、管理します。

各々、月末締め時に、当月入荷量と月末在庫数量から当月使用量を再計算します。

- 3) (項目) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
(現状) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止するとともに、関係者に連絡し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 4) (項目) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
(現状) 日常点検（直1回：8Hごと）とともに、半年に1回の定期修理にて施設の点検及び機能検査を行います。
- 5) (項目) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
(現状) 産業廃棄物の積替保管場所は、三方をコンクリート壁で囲み。また、ばいじん・燃え殻の払出しは、灰加湿機にてスプレー水を混練させることで、灰の飛散防止を行っています。
- 6) (項目) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
(現状) 産業廃棄物が滞留しないよう、先入れ先出しを行い、構内の清潔を保つよう努めます。
- 7) (項目) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
(現状) 今回、設備的な改造はありませんが、ファン・ブロワーでは、サイレンサーの設置やケーシングに吸音材を施工しています。

- 8) (項目) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
(現状) 施設からの排水を工場内の薬品回収工程で使用し、系外には排出しない工程としています。
- 9) (項目) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
(現状) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存します。

以上

維持管理に関する計画(可児工場 4号ボイラー)

1. 維持管理に関する点検項目について

構造物の状況、産業廃棄物の保管状況、処理状況、重油設備及び消火設備等について、日常及び月例点検を行います。

2. 技術管理者による主要設備の点検について

ボイラーの定期自主検査項目及び点検事項に基づいて、本体、燃焼装置、自動制御装置、付属装置等について、定期点検を行います。

3. 主要設備の機能維持について

電気事業法に基づく設備の保守・管理を実施します。

4. 産業廃棄物処理設備の維持管理

(1)排ガス性状(SO_x、NO_x)は 24 時間連続測定

(2)燃焼室温度、排ガス温度及びCO濃度は 24 時間連続測定

(3)設備の定期自主検査を 1 回/6 ヶ月

(4)燃料別の使用量を日々管理し処理能力を超えないようとする。

(5)受入れる産業廃棄物の水分を日々管理する。

(6)施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないよう行
います。

(7)産業廃棄物が設備から流出する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに
施設の運転を停止するとともに、関係者に連絡し、流出した産業廃棄物
の回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。

(8)産業廃棄物の積替保管場所は、三方をコンクリート壁で囲み、ばいじん等の拵
出しへ、灰加湿機でスプレー水を混練させることで飛散防止。

(9)蚊・はえ等の発生の防止に努め、構内清掃を保持します。

(10)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損わないように必
要な措置を講じます。

(11)設備の維持管理に関する点検、検査、その他の措置記録を作成し、5 年
間保存します。

以上